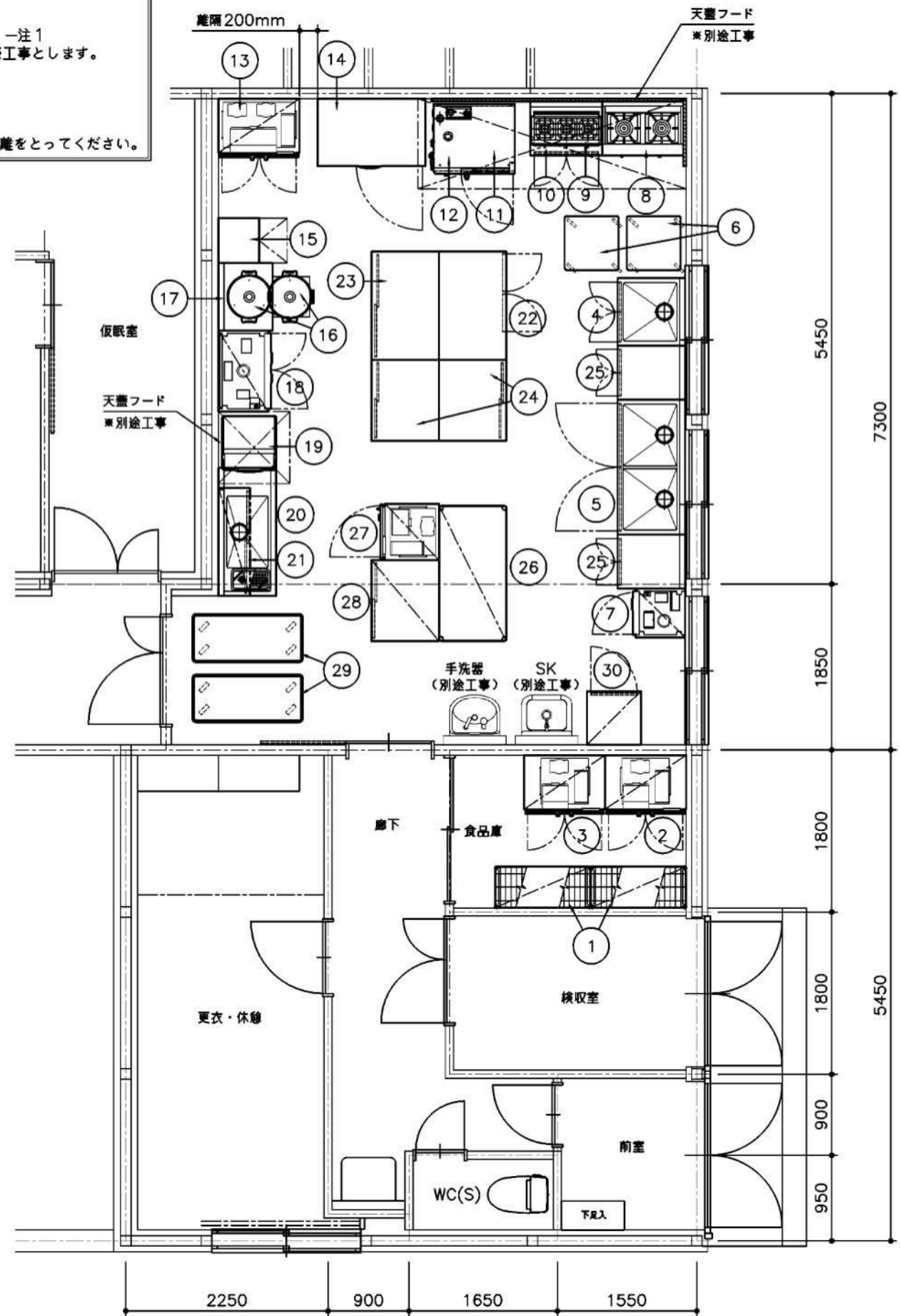


特記事項
 ※当厨房設計図書は、厨房の下地及び仕上材は、不燃材料と見なしてあります。
 (可燃壁に設置する場合は火災予防条例に定められた離隔距離をとって設置してください。) 一注1
 ※給水・給湯・排水・ガス・電気の一次側・二次側接続工事及びフード・ダクト工事等は、建築工事とします。
 ※給湯器の設置位置、及びそれに伴う設備立ち上げ等は、設備工事とします。
 (カウンター所に付給湯器4号以上・洗浄機用給湯器は専用給湯器とします。)
 ※手洗器の機器本体及び設置位置、それに伴う設備立ち上げ等は、衛生工事とします。
 ※ガス漏れ警報機及びコンセントは、別途とします。
 ※注1 特に背面排気の機器(蒸し器等)については壁仕上げが不燃材料であっても必ず離隔距離をとってください。



訂正	20/09/16	作成日	図面番号		物件名称 札幌市新規児童施設	
	21/03/03					図面名称 平面図
		営業	設計	作図	検図	縮尺 1/60